平成２３年（フ）第１４４号
岡山県笠岡市富岡92番地12　雇用促進住宅富岡宿舎内４―206号、破産申立時の住所岡山県笠岡市一番町５番地29
破産者　秀平　勝美
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
北海道岩見沢市７条西13丁目３番地16
破産者　櫻庭　芳則
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第４号
山形県新庄市大字松本485番地の２　旭ルーミー16　101号室、前住所山形県新庄市大字鳥越1902番地の５
破産者　吉野　純一
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第７２号
石川県河北郡津幡町字緑が丘４丁目124番地
破産者　道下嘉平治
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４７号
山梨県南アルプス市十五所431番地　花輪方
破産者　竹野　　永
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４２号
大津市石山寺３丁目15番６号　舎呂夢いしやまＡ号室、前住所大津市大平２丁目31番12―205号
破産者　田中　弘一
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９４号
山口県萩市大字椿東6373番地３、前住所滋賀県守山市古高町19番地４
破産者　武野　茂樹
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５６号
和歌山市井辺８番地、開始決定時の住所和歌山市中島580番地の10
破産者　橋雅商会こと　中本　雅巳
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４５７号
和歌山市井辺８番地、開始決定時の住所和歌山市中島580番地の10
破産者　中本　保子
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１２１号
和歌山県海南市小野田200番地３
破産者　川島　光次
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１３２号
和歌山市湊通丁北４丁目23番地　通丁ハイツ１Ｆ102号
破産者　硲　修一郎
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９号
広島市安芸区中野３丁目50番38号
破産者　田村　佳秋
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４１号
長崎県長崎市平戸小屋町９番５―401号
破産者　中村　勝徳
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９号
熊本県山鹿市鹿央町合里6061番地４
破産者　緒方由美子
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４１８号
北海道北広島市稲穂町東１丁目１番地７　Ｋ Ｄマンション１―301号
破産者　鈴木　　覚
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４１２号
埼玉県川越市豊田町１丁目11番地30、開始決定時の住所埼玉県川越市大塚１丁目12番地12
破産者　小宮　清正
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９号
神奈川県逗子市小坪４丁目13番９号
破産者　吉田　蓉子
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３５４号
静岡県沼津市大岡3090番地
破産者　三船　哲也
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係